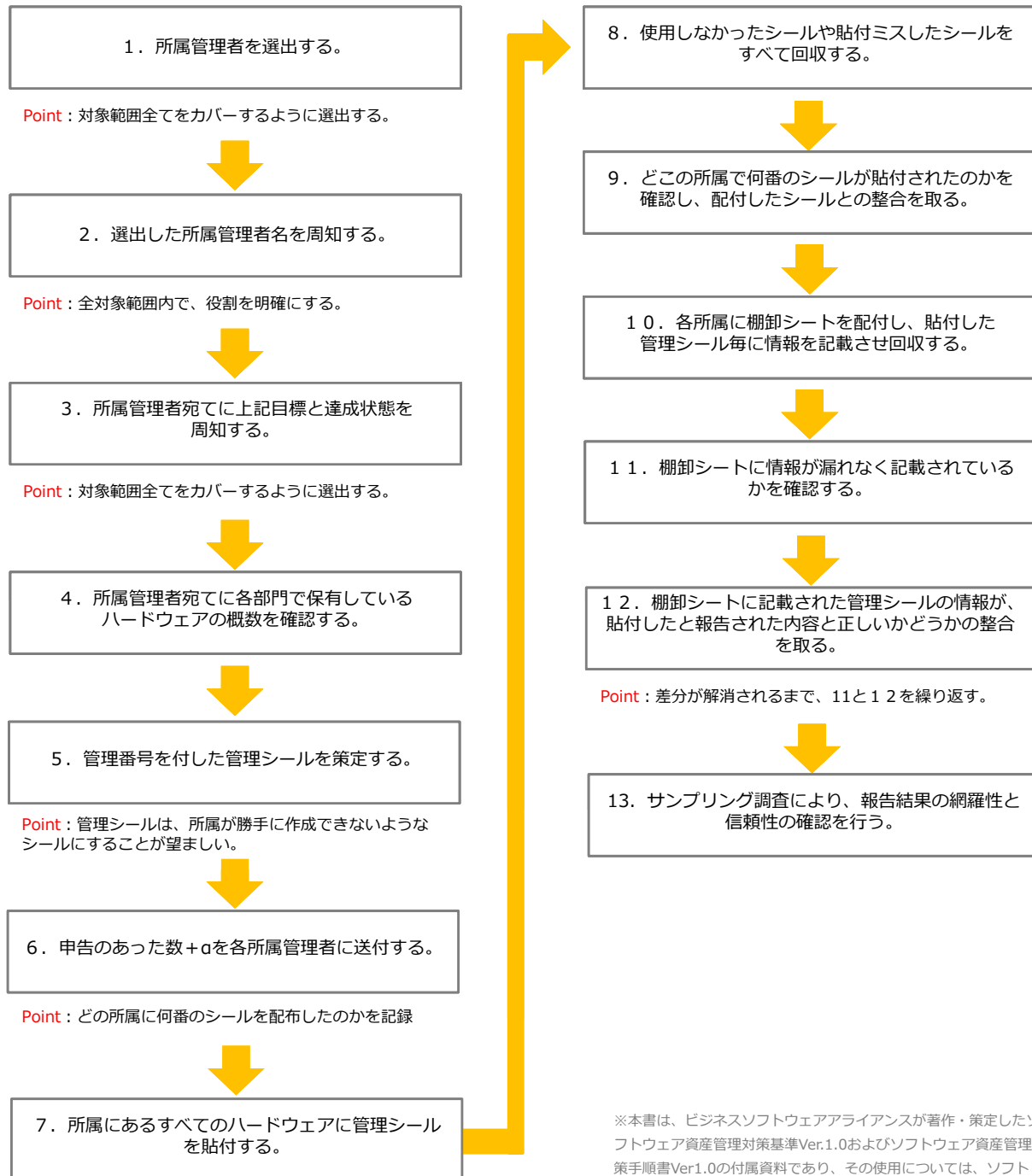


目 標：対象範囲内で保有しているハードウェアを全て把握すること。

<目標が達成された状態>

- ・ハードウェア管理台帳と現物の照合が容易であること。
- ・網羅性（完全性）が担保されること。
- ・信頼性が担保されること。

(構築プロセス)



Point：対象範囲内に存在しているすべてのハードウェアに例外なく貼付することが望ましい。

その他Point

- ・シールの貼付から棚卸シートの回収までは、規模に関係なく、最長で4週間を目安とする。ただし、年度をまたがないことと、大規模な人事異動の時期を外すことを考慮する。
- ・サンプル調査は、タイミングが合えば、内部監査や外部監査の際に実施することが望ましい。
- ・共有ハードウェアの取扱いをあらかじめ策定しておく。

※本書は、ビジネスソフトウェアアライアンスが著作・策定したソフトウェア資産管理対策基準Ver.1.0およびソフトウェア資産管理対策手順書Ver.1.0の付属資料であり、その使用については、ソフトウェア資産管理対策基準Ver.1.0およびソフトウェア資産管理対策手順書Ver.1.0記載の使用許諾条件に準じます。